

里親制度 欲しいな 知って

2023.10
vol.3
¥0



「里親という生き方」私にも
できる!?

改めて
知りたい
里親制度!

里親を支える
制度・サービス

もっと
もっと詳しく
里親についての
Q&A

「家庭で暮らせない子どもを自分の家庭に迎え、
ともに暮らすという選択」

児童家庭支援センター 子里、編集!!

シリーズ第3弾が満を持して登場 | 発行 千葉市里親家庭支援事業委員会

改めて知りたい里親制度！

Notes: 里親制度って？

親の病気や死別、離婚、虐待などの様々な事情により、家庭で育てることができない社会的養護の必要な子どもたちを、温かい家庭の中で一時的にまたは継続的に愛情深く育てていく制度です。

※社会的養護：保護者に代わって社会が責任を持って子どもを育てるということ

週末里親、短期里親など
という登録の仕方はありません

里親の種類は全部で**4**種類あります

養育里親

- ・ 法的な親子関係にならない
- ・ 関係には期間（おわり）がある

養子縁組里親

- ・ 法的に親子関係になる
- ・ 関係は一生

これから
血のつながっていない
子どもの里親になるには、
まずこの**2**種類

専門里親

専門性の高い養育里親

- ・ 養育里親としての経験
- ・ 専門里親の研修

親族里親

三親等以内の 扶養義務のある親族

- ・ 祖父母、兄弟姉妹
- ・ おじ、おばの場合は養育里親

千葉県

社会的養護が必要な子どもは約1300人

施設



約69%

家庭的養護



約31%

千葉市

社会的養護が必要な子どもは約170人

施設



約63%

家庭的養護



約37%

子どもたちはどこで
暮らしているの？

千葉県では、養育里親が500組、養子縁組里親が275組（養育里親との重複あり）が登録されていますが、そのうち実際に子どもを預かっているのは197組です。

千葉市では、養育里親が66組、養子縁組里親が23組（同上）が登録されていますが、そのうち子どもを預かっているのは30組です。

千葉は登録している里親が多いように感じるかもしれませんが、実際は子ども側の条件や里親家庭の状況が一致する必要があるため、里親委託率（社会的養護が必要な子どもが家庭的養護で暮らしている割合）を上げるのは簡単ではありません。それでも、里親の数を増やすことによって支援の選択肢が広がり、子どもがより良い生活をすることに繋がります。

※令和3年3月31日時点

里親ってどうやってなるの？

千葉市の養育里親

の場合

キアセットに 相談する

まずは電話で相談
(043-215-7802)

※キアセットの詳細は
検索してください

初回面接

自宅で行います

里親を希望する動機や現在の経済状況、
家族状況などが聞かれます。

基礎研修

講義＋里親体験談

(1日間／昼食含め6時間ほど)

認定前研修 ①

講義

(2日間／1日昼食含め6時間ほど)

施設見学

(1日間／3時間ほど)

千葉市の養子縁組里親

&

千葉県の里親

の場合

管轄の児童相談所に 相談する

千葉市は東部児童相談所 里親支援班
(043-277-8820) 平日のみ

※管轄がわからなければ、まずは↑へ

初回面接

児童相談所で行います

里親を希望する動機や現在の経済状況、
家族状況などが聞かれます。

基礎研修

里親制度の概要などの基本事項の講義
(2時間ほど)

児童養護施設や乳児院での見学と説明
(3時間ほど)

認定前研修 ①

講義

(2日間／1日昼食含め6時間ほど)

子どもの身体・精神の発達、権利擁護
について学びます。

認定前研修 ②

施設実習
(2日間 / 1日昼食含め8時間ほど)
千葉市の児童養護施設、乳児院、
一時保護所など

5

認定前研修 ②

施設実習
(2日間 / 1日昼食含め8時間ほど)
施設で実際に子どもと触れ合っ
てもらいます。

申請書等の提出

児童相談所へ里親認定申請書を提出

6

申請書等の提出

児童相談所へ里親認定申請書を提出

児童相談所の職員の家庭訪問

基本、平日になるため
予定の調整が必要

7

児童相談所の職員の家庭訪問

基本、平日になるため
予定の調整が必要

児童相談所所長と面接

里親になる意向の最終確認
所長を含む、複数人の職員との面接です。

8

児童相談所所長と面接

里親になる意向の最終確認
所長を含む、複数人の職員との面接です。

里親登録

社会福祉審議会の審議を経て、
里親登録される
審議会に参加するわけではないので、
結果を待ちます。

9

里親登録

社会福祉審議会の審議を経て、
里親登録される
審議会に参加するわけではないので、
結果を待ちます。

里親を支える

制度・サービス

里親になると、こんなサービスがすべて無料で利用できます！

千葉市里親学習 サポーター事業

勉強を教えてくれる！

対象：里親家庭の小学生以上の子ども

場所：里親宅（里親在宅時）

回数：週1回（月4回）

サポーター：研修を行った大学生

実施機関：ちばこどもおうえんだん

わかる問題は「これわかる！
できるよ！」とすらすら解いてく
れました。慣れてきてくれて
笑顔でやりとりできるようにな
りました♪

サポーター Aさん



遊びと勉強の時間を決めて
区別をつけることで、スム
ーズに勉強に移行できた。

サポーター Bさん



千葉市里親育児 サポーター事業

家事や育児を手伝ってくれる！

対象：里子を迎え入れて

5年以内の里親家庭

場所：里親宅

回数：週1回／2時間

サポーター：養成研修を受けた方

実施機関：街ネット

レスパイト

里子を預かってくれる！

対象：援助を必要とする里親家庭
受け入れ場所：児童養護施設等や他の里親宅
申し込み：児童相談所
利用例：急な入院、冠婚葬祭、
実子との外出など



里親サロン

立場が同じだから
話せることがある！

対象：すべての里親
様々なサロンがあります。児童
相談所や施設の里親支援専門相
談員にきいてみてください。

家庭訪問

家に来て相談に乗ってくれる！

対象：すべての里親
回数：必要に応じて

児童相談所やフォスティング機関、里親
支援専門相談員が、様々な専門的視点か
ら普段の困りごとについてアドバイスを
してくれます。子どもの成長を一緒に見
守っていきます。

ここでしか相談できる
場がないのでとても助
かっています。

里親 Cさん



里親になるって大変、責任もあって心配。

そんな「大変」や「心配」に寄り添った支援（サービス）が
増えてきています。



もっと詳しく

もっと

里親についての

Q & A

養育里親編

Q どのくらいの収入があれば養育里親になれますか？

A 今の生活が問題なく送れていれば、とりあえずは大丈夫です。

子どもが委託されると、生活費や教育費などは支給され、手当でももらえます。しかし、申請してからもらえるお金もあり、一度は立て替える必要があります。また、もらえるお金だけでは不足するため、里親の持ち出しになることも十分考えられます。今の生活に少し余裕があるくらいの収入であると安心です。Vol.1の記事も参考にしてください。

Q 預かる子どもは、里親と同じ苗字になりますか？

A 里親と子どもがどうしたいかによります。

住民登録や健康保険証などの正式な書類などには、子どもの実名が記載されます。しかし、日常生活の場では、学校や病院、保育園などとそれぞれに話して、里親と同じ苗字を名乗る（通称）こともできます。まず子ども自身がどうしたいのか、気持ちを尊重して対応することが大切です。

Q 家族の人数が多いのですが、養育里親になれますか？

A 十八歳未満の実子が6人以上でなければ大丈夫です。

家族の中で制限があるのは十八歳未満の子ども（児童）の人数です。養育里親・専門里親の委託の場合、預かることができる子どもは4人までです。ただし、実子を含め6人を超えることはできません。専門里親の場合、専門里親対象児童は4人中2人までとなっています。ちなみに養子縁組里親の人数制限はありません。

A

Q

養育中に里子が実親に会うことは
ありますか？

あると思います。

養育里親の場合は、里子の家庭状況によって児童相談所などで実親との面会を実施することがあります。家庭に戻るのであれば戻す、難しいのであれば親子としての関係維持を目指すというのが基本的な考え方です、養子縁組里親の場合は原則として実親とは会うことはありませんが、子どもが大きくなって実親に会いたいと言うことはあるかもしれません。

A

Q

委託された里子はいずれ養子に
できますか？

できないと思っておいってください。

子どもの実親が、突然、縁組を希望する（同意する）という話はないわけではありませんが、とても稀なケースです。仮に、実親が同意したとしても子どもの気持ちや尊重されるべきです。実親の同意がなくても、子どもが十五歳以上になれば、子ども自身の意思で普通養子縁組をすることはできません。いずれにしても、委託されている間は児童相談所とよく話し合います。

A

Q

実親のもとへ帰った里子に、
また会うことはできますか？

原則として会うことはできません。

場合によっては長い年月を一緒に過ごしてきた子どもです。その後、元気にしているのか等、とても気になることだと思います。しかし、里親と里子の関係が解消されれば、赤の他人となります。養育里親になるということは、この別れを受け入れる覚悟が必要です。

A

Q

家庭の都合で、子どもを預かり続けることが
難しくなったらどうしますか？

児童相談所と相談して、どうするか考えます。

里親が長期的な病気になったり、仕事内容が変わり転居することになったり、やむを得ない事情が生じてしまうことはあると思います。その時は児童相談所と相談してください。里親にとって、委託された子どもにとって、どうするのがよいのかを一緒に考えてくれます。

ちなみに、数日間の場合は、レスパイトという制度もあります。施設や他の里親が一時的に子どもを預かってくれます。例えば、遠方の冠婚葬祭で里子を連れて行くことが難しいとき、実子との時間を作りたいとき、里親が休養を取りたいときなどにも利用できます。

養子縁組里親編

養子縁組里親について詳しく教えてください。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組の2種類があります。

普通養子縁組は跡取りなどを目的としてできた制度のため、大人でも養子になることができます。一方、特別養子縁組は子どもに家族をつくることを目的として、子どものためにできた制度です。そのため、児童相談所で里親登録をする際は、原則、特別養子縁組里親となります。この冊子の養子縁組里親は、特別養子縁組里親のことを指しています。

養育&養子縁組里親

共通編

里親登録に期間・更新などがありますか？

あります。

有効期限は養育里親と養子縁組里親が5年、専門里親は2年です。更新研修を受講することによって期間を延長することができます。

里親会に入らないといけないのですか？

自治体によって異なりますが、千葉市は絶対ではありません。

入会しない家庭も増えてきていますが、里親として活動していく以上、周りとの関係を持たずに閉鎖的に養育していくことはとても危険です。里親会でなくてもいいですが、他の里親や支援者と関わる機会は確保した方がいいと思います。市内に限らず、県内では様々な里親の支援機関があり、各機関でサロンが開催されています。里親会に入っていると、研修やサロンの案内など、必要な情報を得やすくなります。

話を進めておいて、やっぱり里親にはなれないと思うのが心配です。

途中でやめることは悪いことではありません。

自分たちにできるかな？できないかな？と迷われる方もいると思います。里親になるためのプロセスの途中であっても、やめることはできますし、それは悪いことではありません。研修や実習を経て、自分たちの気持ちが固まってくるということもあると思います。やってみたい気持ちが不安よりも少し上回るのあれば、まずは説明会↓体験談↓研修↓実習…と、進んでみてください。

A 子ども自身が、施設か里親か、選ぶことができるのですか？

Q **子どもの意見を聞きながら決められるべきだと思います。**

しかし、実際はまだそうなっていません。児童相談所の職員が子どもの意見を聞きながら最善の方向性を考えていきますが、それを百パーセント叶えられる状況が整っていません。まず、その子に合った里親を選ぶほど多くの里親がいるわけではありません。また、子どもが里親のもとでの生活を希望したとしても、実親の同意がないとできません。理想を現実とするための課題は多いです。

いきなりの解決は難しいため、まずできることとして、養育里親の数を増やしたいと考えています。

Q **ファミリーホームとは何ですか？**

A **正確な表現ではないですが、ざっくりいうと、養育里親の大きいバージョンです。**

養育里親として経験した方が始めることが多く、養育里親よりも受け入れ可能人数が増えます。養育者は「小規模住居型児童養育事業（第二種社会福祉事業）」の事業者となることが、養育里親と違うところです。事業ですので、会計関係など仕事っぽさが強くなります。しかし、あくまでも養育者の自宅で、同じ養育者が養育するという点が、施設とは大きく違ってきます。詳細は検索してください。

A 施設よりも里親のほうが良いのですか？

Q **子どもの権利・人権を考えるとそうです。しかし、施設の方が合っている子もいます。**

家庭養育優先という考え方があります。子どもが自分が生まれた家庭で育つことが難しいのであれば、それに一番近い形の家庭で育つべきという考え方です。それが里親やファミリーホームになります。しかし、年齢が大きくなったり、障害を持っていたり、虐待の影響によって生活が乱れていたりする場合は、里親家庭では受け入れが難しいことが多いです。施設での生活の方が合っている子どももいます。

大事なのは、その子に合った生活場所を選ぶことができるということです。

Q **子ども一人一部屋の広い家がないと里親になれませんか？**

A **必須ではありません。**

家の広さについては一応の基準はありますが、委託される子どもが就寝・入浴・食事などの生活をするために必要な広さがあれば、持家でも借家でも、どちらでも構いません。今の家で受け入れ可能な範囲の子ども（例えば年齢や性別、人数など）を、委託する際に考慮します。

A

Q

施設は家庭にはなりません。

施設も家庭に近づけようとしていると聞きました。それなら里親はがんばって増やさなくてもいいのではないですか？

施設を家庭に近付ける（イコール）小規模化です。一つの場所で生活する子どもの数を減らし、より一人ひとりをきめ細かく支援することを目指しています（現在は6人、数年後は4人になる予定です）。しかし、一般家庭にして考えてみると、4人きょうだいもかなり少数派です。国立社会保障・人口問題研究所の資料では、児童がいる家庭の中で4人きょうだいは三・三パーセントとのこと。子どもの人数のことだけでなく、家庭であるためには「同じ養育者が同じ場所に居続ける」ということがとても大事ですが、それは施設にはできません。施設が目指す家庭的にも限界があるため、里親の存在が絶対に必要なのです。

A

Q

原則できません。

里子を親族や友人に預かってもらうことはできますか？

そのため、レスパイトが利用できます。養子縁組里親の場合、縁組が成立すれば実子と変わらないので、親の判断で親族や友人に預けることができます。

ポイント

♡ 養育里親と養子縁組里親を比較してみた♡

養育里親

特別養子縁組里親

社会的養護を必要とする子どもに一定期間だけ養育をする

目的

社会的養護を必要とする子どもと養子縁組をして戸籍上の親子関係を結ぶ

原則25歳以上
上限なし

年齢要件
(里親)

原則25歳以上、
里子が20歳時点で65歳以下

原則18歳まで

年齢要件
(里子)

原則15歳未満

実の親の名前は記載されずに
里子の続柄は同居人などと記載

戸籍の記載

実の親の名前は記載されずに
養子の続柄は長男などと記載

実親

親権者

里親（養親）

途中で解消することができる

関係

基本的に離縁できない

↓ お問い合わせ ↓

児童家庭支援センター
子里

043-310-6001（代表）

080-7318-5310（直通）

kosato@tenyuukai.jp